

第 1 回オオクチバス等に係る防除の指針改定に係る検討会（令和 6 年 9 月 12 日開催）等
のご意見まとめ

No.	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
1	中井委員： ・オオクチバス等防除の手引きについては、言及されないのか。指針の中で参考資料として添付した方が良くと思う。今回、指針が改定される事情のひとつに、新規に開発された技術を盛り込むことがあります、 「手引き」にこそそうしたバージョンアップが必要ではないでしょうか。	環境省で作成した手引きは HP で公開している。資料については整理の関係上で特に具体的に明記していないが、普及啓発の一つとして実施している取組として紹介したいと思う。手引きのバージョンアップについては今後のための貴重なご意見として承る。（環境省）	手引きを案内。 6p 14-15 行目、巻末
2	中井委員： ・資料 2 - 1 の「現状と課題」に関し、「モニタリング」という言葉があるが、指針の中で「防除後の追跡調査」をモニタリングと呼んでいる。資料 2 - 1 で示されているモニタリングは「状況把握」としたほうが良いだろう。同じモニタリングという言葉が、異なる視点で使われているため整理した方が良い。	指針本文では、既存の「モニタリング」を全て「追跡調査」に修正。5p 18 行目は、未侵入水域についての記載であるため、「モニタリング（現況調査）」として追記。資料 2 - 1（第 2 回検討会資料「参考資料 2」）では、「モニタリング（現況調査）」と「追跡調査」にそれぞれ修正。	4p 35、 5p 18、 9p 1-4・19-20、 10p 32、 11p 19 行目

3	谷口委員： ・「見直しの方向性とポイント」に関し、電気ショッカーポートは比較的大規模な水系において有用だが、配備には大きな予算が必要な機材である。コクチバス防除の観点から、小規模河川や浅い場所でも防除を実施することが多いと考えられるため、電気ショッカーポートと合わせて、比較的入手しやすく、小規模な水系でも汎用性の高い背負い式の電気ショッカーについても指針に記載してはどうか。	表現を修正し、注意事項及び電気ショッカーが在来魚に与える影響及び使用についての指針・提案を記載した報告書を巻末資料に追加。	5p 36-6p 2・15 行 目
---	---	---	----------------------

4	<p>淀委員： ・防除を実施している都道府県の割合について、分母はどのように扱っているか。オオクチバスとブルーギルはほぼ全都道府県に侵入している一方で、コクチバスはまだ未侵入のところがある。</p> <p>細谷委員： 分布域の中で防除をどれくらいやっているかの割合も記載すべきだ。未分布地域まで含めると過小評価に繋がる。実際に分布しているところでどれくらい努力しているかというのを一行入れたほうが現状把握になるだろう。</p> <p>中井委員： 国環研のデータベースの分布情報は市町村の報告をそのまま使っているが、疑わしいものが含まれることがあるので、スクリーニングをする必要もあるだろう。今後検討いただければと思う。</p>	<p>分母は3種とも全て47都道府県としている。必ずしもコクチバスの防除実施の割合が低いというわけではない。</p> <p>令和5年度に実施した都道府県対象のアンケート調査結果より、コクチバスの生息情報があると回答があった都道府県は、32道府県であり、その中で防除を実施していると回答があった都道府県は21道府県であった。この結果をもとに再計算すると、コクチバスが侵入した都道府県のうち、65%で防除を行っているという結果となった。また、コクチバスの侵入している都道府県の分母を国立環境研究所の侵入生物データベースから抽出すると、37都道府県で、57%となった。いずれも6割程度という状況であった。なお、本データについては、既存の文献等を踏まえ再精査したが、概ね妥当な数値だと考えます。</p> <p>国環研データベースの分布情報のスクリーニングについては、都道府県の体制のことであり対応は難しいと思われるが、ご意見として承る。</p>	<p>資料 2-1 を修正 (第2回検討会資料「参考資料2」)</p>
5	<p>藤本委員： 継続的な防除により成果を挙げた事例もあると思われるため、そのような取組を環境省や国全体としてどう活かしていくかという思想は主軸の一つに入れても良いのではないかと。</p>	<p>ご意見として承る。</p>	<p>—</p>

6	<p>淀委員： ・資料 2 - 1 の「見直しの方向性とポイント」に記載のある漁法はほぼ全ての水域で特別採捕許可が必要であるが、各都道府県が設定する特別採捕許可の要件には特定外来生物の防除が入っていないという問題がある。試験研究や漁業者の生業等の要件では許可が下りるものの、民間団体が特定外来生物を防除するためにこれらの漁法の特別採捕許可を申請しても、許可が下りないジレンマに陥っており、駆除に大学教員が加わることで試験研究という体裁としてそれらの漁具を使ってもらっている実情もある。そのため、アンケートにおける「民間団体駆除」は、実際は試験研究の枠に入るものもあると思われる。このように、民間団体による防除においては、研究者が関わっているにも関わらず、研究者が防除に関与していないように見て取れてしまうというネガティブなバイアスがかかっている。有効な漁具が防除のために使えない部分を解消してほしい。</p> <p>中井委員： これまでも外来生物法の見直しなどでも問題視はされている。水産庁の所管する文言を変えれば改善することだが、法律の対応ができていない。これは省庁間の問題であり、水産庁にとっ</p>	<p>実態として、漁業調整規則により、今この場でどうなっているかは把握しきれていないが、担当に確認し現状を把握し、どういう風に解決できるか、指針に盛り込めるかも検討したい。(水産庁)</p> <p>水産庁と現状どうなっているか事実確認しつつ、どのような運用が可能か確認し、指針への反映を検討し、次回検討会時に案を示したい。(環境省)</p> <p>防除の際に用いる漁具・漁法については、都道府県の漁業調整規則等で使用に制限のある場合があるため、地元自治体の水産部局に問い合わせる旨を追記。</p> <p>実施水域の水質や在来魚種等へ配慮の観点から、防除等行為実施前後の変化等の有無について検証ができるよう、専門家や研究者の存在は必要。防除のためといえ安易に許可を出す構図としてしまえば、在来魚や水質への影響を考えずに行ってしまう者が出てくるリスクがある。当面は、試験研究等の許可をその都度取り付けるべきと考える。</p>	6p 18-19 行目
---	--	--	-------------

	<p>でも重要な課題なのでご検討いただきたい。</p> <p>細谷委員： 2004 年に外来生物法ができてからの問題であり、環境省から水産庁宛に何らかの尽力を願う一方で、この決定は水産庁がやるのではなく、地方自治体単位の問題であると思われる。法律を修正せずとも、水産庁からの通達で改善するのではないか。</p>		
7	<p>藤本委員： ・防除の関連主体が明確でないため、指針の中に主語を入れるとよい。また、「3. 目標の設定」に低密度管理との文言があるが、目標としては曖昧な部分が多いため、低密度管理における出口戦略を考えていく必要があると思われる。希少種だと、事業フェーズと監視フェーズのように段階を設けていたと思うので、同じ視点があっても良い。</p>	<p>主体の明記について、指針全体の課題として受け止めた。低密度管理の記述についても検討したい。(環境省)</p>	<p>指針案に適宜反映。 後段については、7p 25-29 行目に記載。</p>

8	<p>中井委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定指針は前回のを加筆修正して作っており、「1. 目的」が外来生物法制定直後の内容のままである。読者は令和7年に発行されるものを読むため、そのことを想定して修正したほうが良いだろう。例えば「認定」については外来生物法の法改正で内容が変わったので、実状との齟齬があるため、1. については全体的に書き換えた方がよい。 また、1 ページ目の第5段落において特定外来生物の防除に様々なハードルがあることについては、目的の項に書かず、必要な項目で要所を補う方がよい。 ・改正法は内容が変わってしまっているので、指針の目的の文章を書き改める必要があります。また、この指針が、各実施主体が適切な防除計画を立て、防除の公示や、確認・認定を得る手続きを行うことを促すことを、主たる目的とするのであれば、そのことについて、言及する必要があると考えます。（この指針の本文中、または指針へと導く箇所に置いて。） ・今回記すべきは、旧版・初版の指針が策定された経緯ではなく、外来生物法施行直後に指針が策定され、このたび法改正により、その内容を改めて記したことを記すべきです。つまり、次の段落とをまとめてもう 	修正する。（環境省）	1p～2p「1.」。なお、防除の公示・確認・認定の記載については、10p 5.(1) で記載
---	--	------------	--

<p>少し簡潔にまとめることが必要だと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・会議の席上でも述べましたが、防除の指針の策定を検討する者にとって、確認・認定をとることのような敷居を高くする文言を、少なくともこの位置に記すことは不適切だと考えます。(記すとしても、末尾または末尾近くで、「なお」書きくらいではないでしょうか。) 外来生物法の施行後、オオクチバス等の場合、防除の確認・認定を取らないで駆除が積極的になされている実績が積み重ねられていることについて、十分に考慮・配慮することが大切ではないでしょうか。 <p>藤本委員：</p> <ul style="list-style-type: none">・現代の方から見た視点で書き替えるのが適切かと、私も思います。		
--	--	--

9	<p>淀委員： ・ 2. (3) の「予防的な観点から防除が必要な水域」の部分について、コクチバスが「冷水域」に定着しやすいという表現は疑問である。アメリカにおいては、コクチバスとオオクチバスの北限が同じであり、国内においても、コクチバスはより温暖な三重県や和歌山県にも広がっている。南日本では定着しづらいという誤解を招く可能性があるため、「冷水域」という文言を削除してもいいのではないか。</p> <p>中井委員： 賛成である。同じく、「流水域」という文言にも問題であり、コクチバスは止水域にも侵入するため「流水域にも～」の表現の方が正しい。</p> <p>中井委員： コクチバスは河川の中上流にも侵出することが懸念され、定着までは難しくとも、生息することにより流水性の魚類に影響を与えることが問題視されています。</p>	冷水域というよりは流水域に適応することでより上流の（気温の低い）山間部に侵入できるものという観点で修正。	3p 34-35 行目
---	--	--	-------------

10	<p>大浜委員： ・コクチバスの書きぶりを強化することは良いが、4.(1) 侵入又は分布拡大の防止の部分も拡充いただきたい。侵入予防は重要で、現在、密放流に罰金 1 億円、300 万円という実効性があるにも関わらず、防止できていない。いくら普及啓発しても 100 人に 1 人でも放流してしまうと生息地拡大は止まらない。指針に入れられなくとも、抑止力として環境省と水産庁が警察へ協力依頼を出す、また指針に基づいて違法行為の防止もしくは防除に取り組めるような、現場で対応できるアドバイザーを環境省内に配置することも検討いただきたい。</p> <p>渡辺委員： →予防に対する良い事例があれば、指針の中にも織り込まれるべきだと思う。</p> <p>中井委員： 違法放流のうまみは釣りなので、放流されても釣りができないようにすればよく、釣り禁止のように釣りたくても釣ることができなくなる状況を作ることが大事である。指針に具体的に書くのは難しいが、放流をさせないための努力を、放</p>	<p>4.(1)の部分について、指針の位置付けとして、指針内に書き込める事項には限界があるため、書ける範囲で検討したい。</p> <p>漁業に関する法令等で、個別に漁具・漁法等を制限することはあっても、遊漁行為そのものを禁止することは困難である。</p> <p>巻末に関連の参考資料の情報を掲載するとともに、4.(2) 1)に巻末の参考資料について参照する旨を追記。併せて、外来生物に対する正確な理解や防除活動、違法放流の問題についての、広報等を活用した地域住民や遊漁者等への理解の醸成については、4.(3)に記載。</p>	<p>5p 13-21、 6p 14-16、 9p 23-34 行目 (25 も参照)</p>
----	--	--	--

流をする人に訴えるようなことも重要だ。放流したものの勝ちの状況が放置されていることが問題であり、これが密放流の温床となっている。この指針は「密放流」を知ってもらう数少ない機会の1つなので、できるだけ違法行為の横行や、その課題について言及してほしい。大浜委員のご意見にもあった警察への協力依頼も重要で、オオクチバス類の放流は犯罪であることを周知することも重要だ。

坪井委員：

大浜委員、中井委員の話はその通りだと思う。私も水産庁事業を実施している中で、オオクチバス類がどんどん広がっていく状況に危機感を持っている。放流されたら莫大なエフォートをかけて防除を行うというのは間違っている。琴川ダムで密放流があり、釣り禁止となったが、そのような事例は記載できないか。このような事例の記載をもう少し充実させて、放流を未然に防止できるようにしてはどうか。

松崎委員：

委員の皆様の意見を受けてだが、坪井委員の言うように情報の共有をしていく必要がある。防除の事例（グッドプラクティス、バッドプラクティスなどを含め）を全国的に共有する仕組みの整備を指針に盛り込める

6p 14-16 行目、巻末

（優良事例を含む防除マニュアル等を整理した HP を環境省にて構築済み）

	<p>と良い。様々な防除対策を実施していくうえでの障壁を特定することで次の課題につながるので、様々な情報を共有していくことは重要だ。</p> <p>細谷委員： 中井委員の意見に賛成である。その上で現実味をつけるのであれば坪井委員、松崎委員の言う通りである。</p> <p>4 (1) ①のタイトルと密放流の件は実はすり合わないの、分布拡大のポテンシャルティを明確にしないといけない。「ルアー釣り」とは示しにくだらうが、あいまいな書きぶりであるので、もう一步踏み込んだ方が良い。</p>		
11	<p>中井委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針では外来魚3種が出ているが、読者はこの基礎生態を知らないと思う。今回の手法の中でも普通の魚と異なる性質があり、その性質を踏まえた防除のためにも、一般読者のために最低限の補足は必要だろう。 	記述を修正。	<p>生態を記載した「手引き」等を案内。</p> <p>6p 14-16 行目、巻末（優良事例を含む防除マニュアル等を整理したHPを環境省にて構築済み）</p>
12	<p>渡辺委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「6. 実施体制の整備」について、外来生物法の条文が記載されているが、文章の中でこの条文が何なのかわかりやすくしたほうがよい。 <p>（中井委員同旨）</p>	記述を修正。	12p 「6.」

13	<p>藤本委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料2について、都道府県への問い合わせでは市区町村の活動等の把握が不十分かもしれない。また、「都道府県における法に基づく防除の実施体制」について、漁協はどこに位置付けるのか。また、グラフごとに凡例が異なり、データが読みにくいので整理してほしい。 	<p>既に実施済みのアンケートであり、回答の選択肢上の問題であるため、把握は困難。今後の業務の参考とさせていただく。</p>	—
14	<p>淀委員：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料2の1. 防除実施水域の記載について、「生態系被害防止及び漁業被害防止」が目的と回答している自治体の防除目的が「主に漁業被害防止対策だろう」と推論されているが、「生態系被害防止」が選択肢にある以上、その文言も入れる必要がある。 	<p>推論は事務局での推測に過ぎないため、推測は省き、回答結果からの事実を記述する。</p>	<p>参考資料2を修正 (第2回検討会資料「参考資料3」)</p>

<p>以下 検討 会後 に提 出さ れた ご意 見。 15</p>	<p>谷口委員： 今回の指針のどこか（「防除の優先度が高い水域の考え方」のあたりでしょうか）に予防の気候変動（温暖化）による水温上昇とコクチバス（オオクチバス、ブルーギルも同様ですが）の分布拡大との関連について少し（ひと言でも）触れると良いかもしれません。理由は以下の通りです。</p> <p>コクチバスの問題はアメリカ合衆国で顕在化しています。これはオオクチバスよりもひどいです。なぜなら、河川性であるという理由で、内水面資源管理がおそらく世界で最も大規模に行われている当地で、サケ科魚類を中心に既に個体群レベルで影響が出ているようです。</p> <p>このメールに添付した文献ですが、米オレゴン州のコロンビア川水系では気候変動により河川水温の上昇により、将来コクチバスの分布が水系全体の 2/3 にまで拡大すると予想されています。オレゴンは西海岸ですのでコクチバスは日本流に言うとは国内外来種にあたりますが（あちらでは国内・国外外来種という概念がありません）。どういう被害があるかという、タイヘイヨウサケ類（特にマスノスケ＝キングサーモン）稚魚への深刻な捕食の影響があるようです。冬季にサケ類が越冬する場所（マイクロハビタット）で</p>	<p>表現を修正。</p>	<p>4p 7-8 行目</p>
---	---	---------------	------------------

	<p>コクチバスが食いまくって しまうようです（捕食が深刻）。</p> <p>本日の会議でも委員のなかから、20年前という話が出ていましたように、温暖化の影響はまさにそれに該当すると思います。オオクチバスは北海道でいったん根絶され状態と認識していますが、これが復活する恐れ、さらにコクチバスの分布の北上が北海道に及べば、同地の平野部に数多く分布するイワナ類、マス類への影響は計り知れません。</p>		
16	<p>谷口委員： 2の（3）のところで湿地タイプを水域タイプのほうが良いのでは。</p> <p>文章を見ると、湿地よりも水域のほうがピンと来る感じですか。</p> <p>中井委員： ラムサール条約から来ているのですが、一般に日本語の「湿地」という言葉に英語の「wetland」ほど広い意味は含まれていません。</p>	表現を修正。	3p 35-36 行目

17	<p>渡辺委員： P2、30 行目（一方で、、、）32 行目：「確認できていなかったのが」 →「確認されていなかったのが」（あるいは「確認されなかったものが/ところが」） （できていない、というのはもっといるのを見つけられなかったかのようにも読めます。）</p>	<p>河川水辺の国勢調査の結果に依るものとして表現を修正し、巻末資料として掲載。</p>	<p>巻末</p>
18	<p>松崎委員： もしかしたら一部の委員の先生に違う解釈されたかもしれないので、一応明記しておきます。 ・防除等の事例（Good practice だけではなく、失敗例や効果が認められなかった例）を共有する取り組みや仕組みの整備を、指針に盛り込む。※事例を指針に盛り込む意図ではない ・様々な防除対策を行う上で、様々な障壁が出てくることが予想される。それらを網羅・共有し、次の指針につなげる。</p>	<p>—</p>	<p>意見 10 中の松崎委員意見と同じ</p>
19	<p>藤本委員： 文章全体を通して、防除活動に直接取り組む団体に向けた内容が多くみられますが、本文にもありますように、多様な主体の参加と連携が必要ですから、国、地方公共団体、防除団体、それぞれが動きやすくなるような指針を意識されてはどうでしょうか</p>	<p>本指針はオオクチバス等の防除実施計画作成の手助けとなるよう作成したものであり、防除活動に取り組む主体向けのものである。ただし、多様な主体の連携や各主体が動きやすくなるような指針を目指す点についてはそのとおりであり、各主体の役割の部分でその点を示せるようにする。</p>	<p>12p「6.」</p>

20	<p>藤本委員：</p> <p>4. 効果的な防除手法には（１）～（３）の３項目が挙げられていますが、対応する３. 目標の設定には、（１）～（２）しかなく、（３）の普及啓発に関する目標設定が欠けています。（３）普及啓発の目標として、違法放流の撲滅の記述がここに必要ではないでしょうか。あるいは３（２）の中に、普及啓発を入れて、違法放流の撲滅を記してはどうでしょうか。</p>	<p>目標の設定として、3.(3)として普及啓発の項目を追加しました。なお、同パートの構成・位置付け上、個別目標の追記は困難であるため、求められる普及啓発の内容事項についての記載としております。</p>	5p 2-10 行目
21	<p>藤本委員：</p> <p>20 年間の間に多数のマニュアルが公表されてきました。4 や 5 の記述は、簡潔にし、マニュアルを参照するようにしてはいかがでしょうか。</p>	<p>各委員の指摘を踏まえ、マニュアル参照の旨を記載。</p>	6p 14-16 行目、巻末
22	<p>藤本委員：</p> <p>環境改善対策は章立てする必要はなく、①などに付記する程度で良いと思います。環境改善は重要ではありませんが、オオクチバスによる捕食の影響が大きいうちは、環境を改善させて増え始めても保全目標種は捕食されるだけだからです。また、環境改善が「やっている感」を出すための免罪符になっても困ると思っています。</p>	<p>あくまでも、防除を実施する中で加えて行うという表現になるよう追記。</p>	8p 18-19 行目

23	<p>藤本委員：</p> <p>4. ③モニタリングの項目に関して、ここに個体数低減化手法を続けた先の話に記載してはどうでしょうか。</p> <p>(令和4年度伊豆沼外来魚低密度管理報告書の38.42ページ参照)</p> <p>あと、低密度管理をする上で、外来魚がどのような動態を示して減少していくのか、それに対してどのように防除していけばいいのか、東北地方環境事務所から受託した事業報告書の中でまとめています。適宜ご活用頂ければ幸いです。</p> <p>東北地方環境事務所の報告書の提言部分に書きましたように、防除活動を進めていくと、在来種の回復やリバウンドなどさまざまな事象が生じます。「②環境改善対策」ではなく、「3期に分けた防除対策」とするのはいかがでしょうか。これには②環境改善対策も③モニタリングも含まれていますので、防除の現状により即した内容になるかとは思っています。</p>	<p>必ずしも伊豆沼と同等の労力が各所でかけられるわけではないため、個体数低減化手法の留意点として記述。</p>	<p>7p 25-29 行目、巻末</p>
----	---	--	-----------------------

24	<p>大浜委員：</p> <p>指針の文言に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ p 2、改正赤字の最後の行「期待します」は、表題が「指針作成の目的」なので「目指します」では如何でしょうか。・ 3p 35-36 行目の「湿地タイプ」は、表題と同じ「水域」が良いと思います。・ p 4、22 行目の「通報システム」とはどんなものでしょうか？ 現存しているが機能していないのであれば、改善について記すべきだと思います。	<p>表現を修正。通報システムについては、現存するものが必ずしもあるわけではないため、「通報体制」として、その必要性を付記。</p>	<p>2p 32、 3p 35-36、 4p 22、 5p 16 行目</p>
----	--	--	---

25	<p>大浜委員： 防除に関する意見</p> <p>【意見その1 背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域が拡大傾向にあるコクチバスの防除については、駆除だけで生息域の拡大は止まらないので、（駆）除ではなく、（予）防を中心に置くべき。 ・1億や300万円の罰金でも抑止の実効性はなかった。それは私らも含め万人が密放流は見つからないと考えているから。 ・このため、この指針改定案で、コクチバスの生息域拡大が止まるとは思えない。 ・4.(1) ①侵入の予防と監視については、バス釣り人100,000人のうち99,990人に対し看板設置やパンフレットの配布が有効であっても、密放流を考える10人を抑止しなければ意味が無い。 ・多分、我々が考えても現行犯で見つけることはほぼ不可能と言える。だから密放流する人がいる。ただし、現行犯で見つけなければならない必然性はない。警察が密放流者を捜査を行い検挙することができれば、効果的な抑止策になる（・・・というか、これ以外に密放流10人組への対処はあるのだろうか?）。 ・つまり、密放流という法令違反への対処が必要。 ・ただし、捜査の端緒となる、外来生物法違反の告発状、被害届の提出に対し、 	<p>巻末に関連の参考資料の情報を掲載するとともに、4.(2) 1)に巻末の参考資料について参照する旨を追記。併せて、外来生物に対する正確な理解や防除活動、違法放流の問題についての、広報等を活用した地域住民や遊漁者等への理解の醸成については、4.(3)に記載。</p>	<p>5p 13-21、 6p 14-16、 9p 23-34 行目 (10も参照)</p>
----	---	--	--

<p>警察、検察は、全くの後ろ向き（所管官庁の関係部局や地方団体の所管課も含む）。</p> <p>・実際に外来生物法違反の密放流が告発や被害届が出された事例はない（山梨県はコクチバスの密放流により、本来業務が妨害されたことによる被害届）。</p> <p>【意見その1 要望内容】</p> <p>以上のことから、密放流と思われる事例について積極的に捜査を行うよう、環境省及び水産庁から警察庁へ依頼をしていただきたい。</p> <p>また、環境省及び水産庁自身がどのような状況であれば自ら告発等法的対応をするのか、しないのかについて検討し方針を定めていただきたい。</p> <p>これらの点について、検討した結果に基づき指針に書き込める内容を記載していただきたい。</p>		
---	--	--

26	<p>大浜委員：</p> <p>【意見その2 背景】</p> <p>・国も含め県の行政担当者は、数年で異動してしまい外来生物法に対する認識や対応の継続性に欠ける。また、漁業関係者は、被害実体には詳しい者の防除に対する意識や知識が十分でない。</p> <p>新たにコクチバスが確認されたときに、誰が、何を、いつ、どのようにすれば良いのか、経験者でなければ効果的な対応ができないことから、後手後手に回り定着を許した事例がほとんど。</p> <p>【意見その2 要望内容】</p> <p>前述の法令違反に対する対処や指針に書かれた事項が円滑に実施できるよう、オオクチバス等の防除に係るアドバイザーを環境省に専任で新設、または地方環境事務所に担当業務として明記して配置するための予算確保と組織体制の確立をお願いしたい。</p> <p>これらの点について、検討した結果に基づき指針に書き込める内容を記載していただきたい。</p> <p>また、別途防除において環境省として法的な対応のため何ができるのかを是非検討していただければ有り難い。</p>	<p>環境省では、各地方環境事務所・自然環境事務所に外来生物企画官・外来生物防除専門官といった外来種対策の担当官を配置し体制強化を進めている。</p> <p>今後のオオクチバス等対策を推進していく上での行政側の体制に対する貴重なご意見として承る。</p>	—
27	<p>中井委員：</p> <p>特定外来生物の位置づけ、外来生物法の内容について、最低限の記述はあったほうが良いのでは？</p>	表現を修正。	1p 7-10 行目

28	中井委員： 国によるオオクチバス等の 公示は、まだ有効なもので しょうか。少なくとも現在の 一覧では、国により公示さ れていると示されているの は、一部のアリ類のみで す。	旧法の公示に係る記載であるため、現状に合 わせて修正。	1p-2p「1.」、 10p「5.(1)」
29	中井委員： 河川水辺の国勢調査の対象 となる全国の一級河川の 「水系」を単位とした場合 に、20%以上です。ここ での表現はあいまいで、ま た「今では」という表現は すぐに古くなる可能性があ ります。少なくとも、「● ●時点」「●●現在」とい う補足は必要です。	河川水辺の国勢調査の結果については、巻末 資料として掲載。	巻末
30	中井委員： 当たり前の話ですが、影響 を受ける対象は「水生動 物」であることには言及し たほうが良いと思います。	表現を修正。	趣旨を踏まえ、指 針案へ反映 3p 3-6 行目
31	中井委員： 昆虫類は淡水動物のなか で、自力で飛翔して移動で きることから、相対的には 分散能力が（最も）高いと 考えられています。	表現を修正。	3p 4 行目 該当部分 を削除
32	中井委員： “各県版”レッドリストは都 道府県版とすべき。	表現を修正。	3p 9 行目
33	中井委員： コクチバスの防除につい て、「今の段階で“迅速に” あるいは“速やかに”防除を 実施～とすべき。	表現を修正。	4p 8 行目

34	<p>中井委員： 附帯決議にも応える内容として、漁業権魚種の混獲と遊漁料の問題についても記述が欲しい。</p>	<p>追記に係る委員ご意見の部分については、防除指針の趣旨からは外れるため記載は妥当ではないと考える。</p> <p>なお、一部の内水面漁業協同組合において、ブラックバスだけを採捕することは事実上困難であることから、漁業権の対象とされている他魚種が採捕される可能性があることを理由として、遊漁料の納付を求めていることは承知している。漁業権の対象とされていない魚種を採捕するという名目で漁業権の対象とされている魚種を混獲するものであると客観的に認定し得るときは、遊漁料を納付させることができると考えているが、いずれにせよ、遊漁料については都道府県知事において適切に運用されるものと考えている。</p>	—
35	<p>中井委員： 普及啓発を進めるという内容だけでは、附帯決議の内容に十分に答えきれていないと思います。</p>	<p>意見 10 番同様で、漁業に関する法令等で、個別に漁具・漁法等を制限することはあっても、遊漁行為そのものを禁止することは困難である。</p>	—
36	<p>中井委員： 稚魚が群れを形成するのは、オオクチバスの親が保護している期間、と親の保護が終わった直後の比較的短い期間に限定されます。コクチバスの場合は、親の保護中も巣の近傍に集まっている傾向がありますが、水面上から見て「群れ」がわかるほどではないと思います。また、ブルーギルは稚魚になると親の保護が終わり、自力で広範囲に分散してしまいます。</p>	<p>表現を修正。</p>	5p 32 行目
37	<p>中井委員： ライトトラップは、現在のところ、使ってもうまく捕獲できないとの話がよく聞かれます。</p>	<p>流水域では効果が薄いという話もあるため、「止水域で有効」と修正する。</p>	5p 35 行目

38	中井委員： 群れるオオクチバスの場合、成長して群れなくなった稚魚は、「幼魚」と呼ばれる成長段階になっているのが普通です。	表現を修正。	5p 32・36 行目
39	中井委員： 「性フェロモンによって誘引した個体を捕獲するための方法として刺し網が用いられ、もんどりでの誘引効果を高めるためにその中におとり個体を入れたり、釣りをする時にルアーを用いたりします。」この部分はなくても良いと思います。	実例を踏まえ、記述はそのままといたしたい。	—
40	中井委員： 産卵適地の低減化について、繁殖場所が分からなくなることで繁殖抑制の手法が使えなくなる可能性がある注意点を追記する。	表現を修正。	6p 4-6 行目

41	<p>中井委員：</p> <p>「干し出し」という表現は、少なくとも私はほとんど聞いたことがありません。「かいぼり（掻い掘り）」や「池干し」が圧倒的に多い用例です。</p> <p>「干し出し」と「掻い掘り」が水を抜く程度により区別されているようですが、実際には、「干し出し」と「掻い掘り」には用語としてそのような区別はないと思います。上述したように、「水を抜いて干し出す」のであればわかりますが、「干し出し」というあまり使われない語を見出しは普及面から疑問があります。また、ため池以外に「水抜き・干し出し」を完全駆除を想定できるほど有効にできる水域はあるでしょうか。冒頭に「完全駆除を目的とする場合」とありますが、これは完全に水が抜けるため池限定ではないでしょうか。実際、「完全に水を抜くことが困難な水域」では、「低密度管理」の実現を目指すとされています。一方、ダム湖では、洪水期に治水管理上、水位低下させるダム湖は多くあり、その時期がオオクチバス等の繁殖期と重なるため、水位低下させる際に工夫をすることで、有効に繁殖抑制する手法も福島県・三春ダムで開発されています。また、ダム湖でもほぼ完全に水抜きを行い、コクチバスの根絶に成功した、</p>	他の委員のご指摘も踏まえて表現を修正。	6p 9・13-14、 7p 31、 8p 4・24 行目
----	--	---------------------	-------------------------------------

	岐阜県伊自良湖などの事例もあります。		
42	藤本委員： 池干しをするのであれば、春先から防除活動も実施するのは、労力がかかり過ぎて大変なうえ、別に春からの防除を行わなくても、完全排除はできますので、ここでは記述しない方が良いかと思います。	表現を修正。	6p 36-7p 7 行目を削除
43	藤本委員： ここの内容（水を抜くことが困難な水域の対策＝7p 2-7 行目の内容）につきましては、3）水抜きの下に書かれるよりは、4）の留意事項か①の冒頭に書かれるべきだと思います。	記述内容を修正して 3.(2)へ移動する。	4p 28-30 行目
44	藤本委員： （防除により捕獲した個体の扱いの記述が）少し冗長に思えましたので、簡潔にしました。「その他の細目については、主務大臣が告示で定めた基準に従う必要があります。」といった文言を加えてもいいかもしれません。	ご指摘を踏まえ、表現を修正。その他の細目についての追記は、その旨の注記だけでは内容が分からず、かといって細目を書くのは細か過ぎてしまうため、追記せず。	7p 9-22 行目
45	中井委員： 「防除においては、網に入れたまま一時的に保管する場合など飼養等施設としての基準に適合しない場合も考えられますが、このような場合については、防除実施計画において逸出防止の措置が講じられているかどうかを主務大臣が個別に審査し、防除の確認・認定を行うこととしています。」の記述は不要ではないか。	表現を修正。	同上

46	<p>中井委員： オオクチバスとアカミミガメは餌資源の重複は少ないと考えられます。</p>	<p>表現を修正。</p>	<p>8p 2-3 行目</p>
47	<p>藤本委員： キャッチ&リリースは、この項ではなく、普及啓発の項でしょう。また、キャッチ&リリースはバスの漁業資源維持のために行われる行為ですから、「必要性等を個別に検討する」というのは、外来生物法の趣旨からすると適切な表現ではないと思います。</p> <p>中井委員： キャッチアンドリリースへの対応にも積極性を見せてほしいと期待します。</p>	<p>4. (2) 2) に記載のままとする。その上で、藤本委員のご意見を踏まえ、4. (3)の普及啓発のパートに主旨を加筆修正する。</p>	<p>9p 35-10p 2 行目</p>

48	<p>藤本委員： （在来種の繁殖に適した環境改善が外来種の繁殖を抑制することについて）この事例をご教示頂けないでしょうか。ブルーギルならともかく、オオクチバスについては、これを期待するのは厳しいのではないのでしょうか。在来種の繁殖を促進することで、オオクチバス等が抑えられるという状態は、「生物的抵抗」が高いことを意味します。オオクチバス等に対して日本の水圏生態系の生物的抵抗が高いのであれば、これほどの被害は生じてこなかったと思います。</p> <p>中井委員： 具体的にどのような事例があるのか、一般読者には見当がつかないことが予想されるため、もう少し具体的に記したほうがよいと思います。</p>	表現を修正。	8p 19-22 行目を削除
49	<p>藤本委員： （透明度の改善のオオクチバス等防除への効果について）この内容は、この指針に載せるほど一般的な例ではないと思いますし、透明度の改善は非常に難しいので、ここで例に挙げる必要はないと思います。</p>	表現を修正。	8p 30-32 行目を削除

50	<p>藤本委員： 原文のままですと、防除実施計画の話が唐突に出てくる印象を受け、防除認定制度との関わりが伝わりにくいです。これらの点を、5（1）計画策定の目的のところに記してはいかがでしょうか。</p> <p>中井委員：「特定外来生物の防除の確認や認定には、防除実施計画の策定が必要です。」などの説明があった方が良いのでは。</p>	防除認定制度との関わりについて追記する。	10p 6-16 行目
51	<p>中井委員： （5.3）③水面所有者・管理者等との調整について） 水域の管理者に加えて、オオクチバス等の場合には水産・漁業関係者との調整が非常に重要です。</p>	表現を修正。	12p 6-7 行目
52	<p>中井委員： 個体数低減化や完全排除が難しいため今後も効果的な手法開発が必要という記述について、現状で効果を上げている事例もあるので、もう少しポジティブな表現にしてほしい。</p>	「現状で効果を上げている事例」として、巻末のマニュアルを紹介。	巻末
53	<p>中井委員： 防除実施計画の計画区域策定の部分に「原則として対象とするオオクチバス等の生息分布水域を包含するよう定めるものとし、」とあるが、包含しないことはないので削除すべき。</p>	削除する。	11p 1-2 行目

54	<p>中井委員： 防除実施計画の計画期間の部分に「原則として 3～5 年間程度とします。」とありますが、これは、3～5 年間くらい「長い」ことを言いたいのか、3～5 年間程度の「短さ」であることを言いたいのかどちらですか？</p>	<p>ご意見を踏まえ、地域の実情に応じた計画期間を機動的に設定する主旨として、表現を修正。</p>	11p 9-10 行目
55 (再確認時 ご意見)	<p>松崎委員： タイトルの「オオクチバス等に係る防除の指針」だけを見ますと、代わり映えがしない。 タイトルだけは、「オオクチバス・コクチバス・ブルーギルに係る防除の指針」として、コクチバスを強調するような新しい呼びかけが効果的ではないか。</p>	<p>平成 17 年に策定した指針との連続性、改定版であることが明確に分かるようにするため、タイトルはそのままとする。</p>	—
56	<p>松崎委員： 目的の部分は下記のような流れが別案かと思う。 H17 年外来生物法でオオクチバス等指定→同年 6 月 3 日に「オオクチバス等に係る防除の指針」を策定→これまで被害防止を図ってきた。一定の成果もあった。→しかし被害は継続。さらにコクチバスは分布を拡大。→ネイチャーポジティブを達成するために、目標・指針の見直しが必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正（意見 74 も踏まえ、時系列になるよう修正）。</p>	1p-2p 「1.」

57	<p>松崎委員： 環境 DNA 学会のマニュアルが学会 Web サイトにあるので、参考になるようなら引用してもよいかもしれない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、環境省生物多様性センターの手引きと共に巻末に記載。</p>	<p>巻末</p>
58	<p>松崎委員： 「6. 実施体制の整備」の、「(1) 実施体制の整備」「(2) 関係機関・関係者との連携」について、各地域で行われる防除の成功例・失敗例などの事例を束ねて、共有することが極めて大事だと思う。「国は、各地域でおこなわれた防除事例を広く収集し、情報共有できる体制・機会を設けます。」といった文言が必要だと感じた。</p>	<p>ご意見の趣旨については、「6. 実施体制の整備」の、「(1) 実施体制の整備」において、「知見の共有」等を示している。また、優良事例を含む防除マニュアル等を整理した HP を環境省にて構築済みであることから、こうした記載をもって情報共有の体制・機会を提供していると考えている。</p>	<p>—</p>

59	<p>淀委員：</p> <p>4p 4 行目「また、侵入初期の水域では、定着が進行する前に早急な防除の実施が必要であり、」について、侵入年度やその翌年度までに迅速に駆除を行った水域では根絶等の成果が得られているため、「必要であり」ととどめず「防除の優先度が高いと考えられます。」を入れた方が良い。</p> <p>カンマ以降の「未侵入の水域であっても・・・」は侵入初期の水域とは別の話なので、「優先度が高いと考えられます。」で文を切って、「また、未侵入の水域であっても・・・とする方が良い。</p>	表現を修正。	4p 4-5 行目
----	--	--------	-----------

60	<p>淀委員： 5p 34 行目 「親の保護を離れた幼魚等を少ない労力で捕獲する方法として、夜間のライトトラップも開発されており、」について、谷沢ら（2024）より、ライトトラップで効果が高いのは約10～25mm の個体で、親の保護下にある仔魚期・稚魚期、保護を離れてはいるがまだ稚魚と呼べる発育段階が主。「遊泳を開始した仔稚魚等を・・・」が良い。特に、34 行目で使用されている「幼魚」はかなり大きな個体が想定されるため、同じ発育段階がライトトラップで採れると誤解されないためにも、幼魚は使用しない方が良いと思う。 5p 34-35 行目の「親の保護を離れた幼魚等を少ない労力で捕獲する方法として、夜間のライトトラップも開発されており、特に止水域で有効です。」の「親の保護を離れた幼魚を・・・」について、「遊泳を開始した仔稚魚等を・・・」の方が実態に即していると考えてる。 また、「なお、在来魚が多く生息する水域では混獲に注意が必要です。」については、</p>	表現を修正。	5p 34-35 行目
----	---	--------	-------------

	<p>「在来魚が多く生息する水域では」は不要と思う。「なお、在来魚の混獲には注意が必要です」が良い。</p>		
61	<p>淀委員： 8p 4-5 行目 「水抜きや池干しを行う場合には、上流側から順に行う必要があります。」は、河川や、池の場合複数の水路等で繋がっている水系を想定していると思うが、今の文だと一つの池の上流側から水を抜いていく、あるいは魚を捕獲していくことと受け取れます。適切な表現をご検討いただければ。</p> <p>渡辺委員： 上流側とは、複数のため池が連なっていることが想定されているのか。わかりにくい。また、結びは「効果的」くらいがいいだろう。</p> <p>中井委員： 8p 4-5 行目 「水抜きや池干しを行う場合には、上流側から順に行う必要があります」を 「複数の池が連続する水域で水抜きや池干しを行う場合には、基本的に上流側から行うことが効果的です」に。(いろいろな事情で、上流側ができないことや、上流側にはほとんどいないこともありますので。)</p>	表現を修正。	8p 4-5 行目

62	<p>淀委員： 4p23 行目、5p 24 行目 「定着水域は他水域への拡散源・・・」について「侵入水域は・・・」の方が良いと思う。近年特定外来生物について「定着」の語を非常に慎重に考えるようになっている（cf. ヒアリ等）。定着していなくても存在していれば拡散源になりますので、持ち出しを含む逸出防止策は重要。</p>	表現を修正。	4p 23、 5p 24 行目
63	<p>淀委員： 「違法放流等の侵入の有無を監視」は、違法放流は「行為」であり侵入は「状況」のため、日本語として違和感を覚える。「違法放流の監視やオオクチバス等の侵入の早期発見」ではどうか。</p>	4（3）普及啓発に、「違法放流の問題」についての理解醸成の観点から記載。併せて、全体的に表記の繰り返しを整理。	9p 27 行目

64	<p>淀委員： 10p 5.(1) 「しかし、防除実施計画を作成した上で～メリットがあります」は日本語として分かりづらいと感じる。防除実施計画と、公示／確認／認定との関係が読み取りにくいためである。また、この項目は「計画策定の目的」なので、計画策定に繋がる文章にすべきと思う。 (例：しかし、国及び都道府県・・・メリットがありますが、そのためには防除実施計画が作成されている必要があります。等)</p> <p>渡辺委員： 5.(1)の2つ目の文は難しい構造で読み取りにくいので、平易にした方がいい。また同じ文内の「メリット」はどのようなメリットか想像しにくいので、少し補足が必要</p>	<p>防除実施計画の策定は、防除の公示・確認・認定を受ける際に、必ずしも必須ではないことから、元の表現ぶりとする。ただし、読みやすくなるよう修正する。</p>	10p 5.(1)
----	---	---	-----------

65	<p>淀委員： 10p 30 行目 「計画対象区域の地区に分け」→「計画対象区域を地区に分け」or「を地区分けし」</p> <p>渡辺委員： 5. (2) ①第2段落 2 つ目の文の「必要に応じて、、、地区に分け」は「必要に応じて、、、地区を分け」か「必要に応じて、、、区域を地区に分け」ではないか。</p> <p>藤本委員： 「計画対象区域の地区に分け」は「計画対象区域を複数の地区に分け」にしてはどうか。</p>	表現を修正。	10p 30 行目
----	--	--------	-----------

66	<p>大浜委員：</p> <p>3. 目標の設定及び4. 効果的な防除手法の文中の組み立ては、(駆)除、(予)防の順になっているが、指針であるなら先ずは予防を記載し、次に駆除の順番とすべきだと考える。</p> <p>渡辺委員：</p> <p>3. は(1)と(2)を入れ替えて時系列に沿った順番にした方が、主な(1)の重厚なパートの陰に(2)(前回その重要性が複数委員から強調されました)が埋もれてしまわないために良いように感じた。この際は、今(1)になっている部分の書き出しは「ため池等、完全排除が可能な場所以外では、、、」としてはどうか。</p> <p>渡辺委員：</p> <p>4. は(1)と(2)を入れ替えて時系列に沿った順番にした方が、主な(1)の重厚なパートの陰に(2)(前回その重要性が複数委員から強調されました)が埋もれてしまわないために良いように感じた。</p>	<p>3. の(1)と(2)を入れ替え。</p> <p>4. の(1)と(2)を入れ替え。</p>	<p>4p 19-36、 5p 13-9p 20 行目</p>
----	---	---	-------------------------------------

67	<p>大浜委員： No.10 の意見への対応 3.(3)と 4.(3)について 違法放流を抑止するために普及啓発する対象は、一般住民や遊漁者ではなく、違法放流者に対してだと考える。 このため記載すべき内容は「違法放流は法令違反であり、捜査の対象となる行為である」ことで、自身の違法放流が捜査対象となり得る行為であると認識されることが、抑止につながると考える。</p>	<p>違法放流者を特定することは困難であるため、地域住民や遊漁者を対象に普及啓発していくことで違法放流しにくい環境を作っていくという考え方である。 一般論として捜査等に係る記述を指針本文に掲載することは困難であるところ、ご意見を踏まえ、巻末に参考資料として事例を掲載。</p>	巻末
----	---	--	----

68	<p>大浜委員： No.10 の対応 3.(3)と 4.(3)について</p> <p>山梨県漁業調整委員会が発出した、琴川ダム貯水池においてコクチバスを目的とした釣りを禁止 (https://www.pref.yamanashi.jp/naisuimen/kokuchi.html) は、バス釣り人の来訪規制として有効であり、コクチバスの持ち出し抑制に効果があったと考えられている。</p> <p>また、水産庁では 25 年前になるが、委員会指示による採捕規制について、必要に応じ対応できると通知している。</p> <p>そこで、「状況により委員会指示による採捕規制が可能であり、その有効事例があること」を追記すべきと考える。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、通知（12-2441 平成 12 年 3 月 27 日「内水面外来魚問題緊急対策について」水産庁資源管理部長）において、バス等の釣りを巡り内水面における漁場管理上の問題が発生し、それが漁業権侵害とみなされるような影響を及ぼしていると客観的に判断できる場合、内水面外来魚の採捕禁止を指示することが可能です。このことから、一部表現を修正しました。</p> <p>なお、委員会指示は、漁業法の適用が及ぶ水面において、水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のため必要な場合に適時適切な指導のため発出されるものであり、4 水管第 57 号令和 4 年 4 月 14 日「海区漁場計画の作成等について」水産庁長官（技術的助言）などでも、内水面における漁場の管理において、水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のため必要な場合は、内水面漁場管理委員会指示により適時適正な指導が行われるよう周知を続けているところです。</p> <p>本指針案においては、4（3）において、「個体数低減化の効果を期待する観点から、自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示により…」と記載しており、委員会指示による規制発出が可能である旨の記載はありと認識しています。</p>	巻末、9p 35-10p 2 行目
69	<p>大浜委員： No.25 の意見への対応 3.(3)と 4.(3)について</p> <p>新たな生息域拡大を防止するため、漁業被害が生じ駆除作業を行っている漁業関係者が、被疑者不明で偽計業務妨害の被害届を出した事例を追記すべきだと考える。</p> <p>（なお、外来生物法違反の違法放流に対する対処手続きについては、この改訂後も引き続き検討をお願いいたします。）</p>	<p>違法放流者を特定することは困難であるため、地域住民や遊漁者を対象に普及啓発していくことで違法放流しにくい環境を作っていくという考え方である。</p> <p>本件の被害届を提出した事実による違法放流への抑止力が期待される一方、一般論として捜査等に係る記述を指針本文に掲載することは困難であるところ、ご意見を踏まえ、巻末に参考資料として事例を掲載。</p>	巻末

70	<p>大浜委員： No.26 の対応について</p> <p>環境省出先機関への外来種対策担当官配置による体制強化は、大変有り難いことなので、その位置づけ（指導、相談、連携等）について、指針に追記していただきたい。</p>	<p>No.26 については、現在、体制強化を進めているところであるが、その業務内容も各事務所ごとに様々であり、一律には記載できないこと、そして指針に記載するものではなく、環境省の内部で検討・実施していくものことから、指針には記載せず、今後のオオクチバス等対策を推進していく上での行政側の体制に対する貴重なご意見として承る。</p>	—
71	<p>渡辺委員：</p> <p>1. 目的の冒頭の文は、法律の文言そのままだが、ここは分かりやすさを優先して、平滑かつ短くした方がよい。</p>	<p>当該記載は、法律の第 1 条に所載する目的を説明したものであり、環境省 HP でもこのとおり解説していることを踏まえ、冗長にならないよう分かり易く表現を修正（いったん修正したが、元に戻す）。</p>	1p 7-10 行目
72	<p>渡辺委員：</p> <p>年の表記は元号と西暦併記にしてはどうか。</p>	<p>表現を修正（生物多様性国家戦略の記載である 2p 18 行目については、西暦のみとした）。</p>	—
73	<p>渡辺委員：</p> <p>1. 目的の第 3 段落に琵琶湖でのオオクチバス等の減少が成功事例のように書かれているが、大幅にオオクチバス等が減ってはいても低密度管理には程遠く、条例違反の行為も日常化しているので、表現を改めた方がいい。例えば、「オオクチバスと、、、受けていた一部の地域では、これらの魚種の生息量が、、、見られるなど、状況の改善が見られます。」等としてはどうか。</p>	<p>表現を修正。</p>	1p 25-28 行目
74	<p>渡辺委員：</p> <p>1. 目的の第 2 段落最後にある指針の策定の部分を読みにくいので、より平易に改善できないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正（意見 56 も踏まえ、時系列になるよう修正）。</p>	1p-2p 「1.」

75	渡辺委員： 1. 目的の第7段落最初の文の外来種問題に対する認識は、「国民の認識」「市民の認識」「社会における外来種問題に対する認識」といった表現の方がいいのではないか。	「 <u>社会における外来種問題に対する認識</u> 」に修正。	2p 15 行目
76	渡辺委員： 1. 目的の第5段落2つ目の文の途中の「令和5年3月に、、、」の前に「また」などの接続詞が必要。	表現を修正。	2p 17 行目
77	渡辺委員： 1. 目的の第5段落3つ目の文の「加えて、防除技術も進歩しました。」は少し武骨に感じるので、「加えて、オオクチバス等の防除技術も進歩してきました。」としてはどうか。	表現を修正。	2p 20-21 行目
78	渡辺委員： 2. (1) 冒頭の文の「直接的には」は、主語を入れて「直接的にはそれらが」とする方がいい。	後段の「間接的」の部分にも「それらが」を入れることになり、冗長、かつ冒頭の「オオクチバス等」と2回目の「それら」が離れることによる分かりにくさを踏まえ、元の表現ぶりとさせたいいただきたい。	—
79	渡辺委員： 2. (1) の箇条書き部分の前に、その箇条書きが何かを示す導入が必要。	表現を修正。	3p 5-6 行目
80	渡辺委員： 侵入初期、今後の分布拡大が逆方向なので、一つながりで読むと違和感があるので、2. (3) 最後の文章の「気候変動による、、、」の前に「一方で」か「その一方で」などを入れた方がいい。	表現を修正。	4p 7 行目

81	渡辺委員： 3. (2) の 2 つ目の文の「逸出防止対策の実施体制構築」は「逸出防止対策の実施体制の構築」とした方がいい。	表現を修正。	4p 24 行目
82	渡辺委員： 3. (3) の最後の文が弱い。ここに社会教育等へ言及が欲しい (4. の最後にはあるので)。	3.(3) の最終文に「広報等も活用して」を追記。	5p 7 行目
83	渡辺委員： 丸囲み数字の下の階層で片カッコ数字が使われているが、少しわかりにくいので、(ア) や①-1 の方がいいかもしれない。	「4.」のみの表現であり、他との並びを見ると分かるため、元の表現ぶりとさせたい。	—
84	渡辺委員： 4. (2) ①の「ライトトラップ“も”」は「ライトトラップ“が”」でいい。	表現を修正。	5p 34 行目
85	渡辺委員： 4. (2) ①のフェロモン、おとり個体やルアーで誘引する部分の「網」は「さし網や定置網」にしてはどうか。	表現を修正。	6p 2 行目
86	渡辺委員： 4. (2) ①の最後の「地元自治体、、問い合わせるように、、」の前に「事前に」を入れてはどうか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、表現を修正。	6p 19 行目

87	<p>渡辺委員： 4. (2) ①の 2 つ目の文章は「、、、効果がありますが、」の部分で一旦切って「、、、あります。ただし産卵適地の、、、」として、否定的な文章にならないようにするといい。</p>	表現を修正。	6p 4 行目
88	<p>渡辺委員： 4. (2) ①の冒頭で、「生きたまま活用、、、」の部分は法令の文章の引用だと思いが、分かりにくい。「学術研究、展示、教育の目的で生きたまま活用する場合には、防除主体が、、、」とする。「教育等」の“等”は拡大解釈されないように削除するか、「生業の維持」の文章を入れるかしてはどうか。</p>	<p>前段については、ご指摘のとおり表現を修正。 後段については、外来生物法施行規則第 3 条七号に「前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的」とあるとおり「等」に含まれるものが「生業の維持」だけではないことから、元の表現ぶりとさせたいいただきたい。</p>	7p 10-13 行目
89	<p>渡辺委員： 4. (2) ①の 4 つ目のポツの文の最後にある「天敵」は「捕食者」の方が適切ではないか。</p>	表現を修正。	7p 36-8p 1 行目
90	<p>渡辺委員： 4. (2) ①のキャッチアンドリリースの文章の意図が分かりにくい。キャッチアンドリリースが必要ないケースとはどういった場合か。合意形成が難しいケースは想像できる。</p>	<p>漁業法の適用が及ぶ水面においては、水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のため必要な場合は、漁場管理委員会指示により適時適正な指導を行うことが可能であり、C&R の導入についても当該水域での必要性等を踏まえ個別に検討されております。</p>	—

91	渡辺委員： 4. (2) ① 2) の 8 つ目のポツは、「可能と考えられますが、」を「考えられます。」で切り、2 つに分ける方がいい。また、分けた後の後ろの方の文はやや日本語のこなれが悪いように感じる。	当該部分については、意見 52 を踏まえ、巻末のマニュアルを紹介したため記載していない。	—
92	渡辺委員： 7p 24 の結びは、「必要があります」の方がいい。	表現を修正。	7p 24 行目
93	渡辺委員： 4. (2) ② 1) の再導入は、絶滅までしていなくても追加することがありえるため、「再導入や補強」とする方がいい。	表現を修正。	8p 25 行目
94	渡辺委員： 4. (2) ③の「資源量」はその前の表現とあわせて「個体数」が妥当。	表現を修正。	9p 5・8 行目
95	渡辺委員： 4. (2) ③の最後の段落の「継続は必要です」は「継続が必要です」の方がいい。	表現を修正。	9p 19 行目
96	渡辺委員： 4. (1) ①の項目名は、防止の為に監視が必要であり、内容に監視についても書かれているので「侵入の防止と監視」の方がいい。	表現を修正。	5p 14 行目

97	渡辺委員： 4. (1) ①の最後は、姿勢を示すこと以前に取り込むことが重要なため、「取り組み、その姿勢を示すことが重要です。」としてはどうか。	趣旨を踏まえ、表現を修正。	5p 20-21 行目
98	渡辺委員： 4. (1) ②の「生存個体の持ち出し」は「違法な生存個体の、、、」としてはどうか。	現案においても、違法な生存個体も含まれる表現であるため、元の表現ぶりとさせていたきたい。	—
99	渡辺委員： 4. (3) 2 目目の文の「依然として分布拡大、、、」を「依然としてオクチバス等の分布拡大、、、」とする。	4. (3) については、外来生物や防除活動、違法放流の問題についての一般的な理解醸成の観点から記載の主旨を踏まえた修正としています。	—
100	渡辺委員： 4. (3) 2 目目の文の「違法放流等の侵入の、、、」に違和感あり。少し前の「遊漁者等により」と被るが「違法放流等による侵入の、、、」とするなど表現を修正してはどうか。	全体的に表現を修正。	9p 24-34 行目
101	渡辺委員： 4. (3) 第 3 段落の文は、このままでも構いませんが、上で同じ文が出てくるので、ここはシンプルに「また、自治体の条例や内水面、、、を禁止している地域では、自治体や関係団体による広報、、、」としてはどうか。また、結びは「図る必要があります。」としてはどうか。	表現を修正。	9p 35-10p 2 行目

102	渡辺委員： 5. (2) ①の 1 つ目の文は「十分な調査が、、、」の前で区切って分けた方がいい。その際、「ただし」は不要。	切って分ける（＝平成 17 年作成の当初版の記載に戻す）にすることは可能であるが、その場合でも、前後の文脈から、逆接の接続詞は必要。ゆえに、中井委員のご修文である元の表現ぶりとさせたいいただきたい。	10p 24 行目
103	渡辺委員： 5. (2) ①第 2 段落最初の文の「完全排除、被害の、、、」は「完全排除や被害の、、、」にした方がいい。	表現を修正。	10p 27 行目
104	渡辺委員： 5. (2) ②第 2 段落「関係する防除自治体」の“防除”は不要。	表現を修正。	11p 4 行目
105	渡辺委員： 5. (2) ③最後の部分の改訂等の“等”は不要ではないか。廃止もあり得るといふことかもしれないが、それも改訂の一種と判断する。	廃止は、「改訂」とは言いがたいことから、元の表現ぶりとさせたいいただきたい。	—
106	渡辺委員： 5. (2) ④の結びは、⑤と揃えて「検討し、記載します。」としてはどうか。	表現を修正。	11p 17 行目
107	渡辺委員： 5. (3) ③最初の文の「必要に応じ」は、本来管理者への説明の必要が無いケースは想定しにくく、不要ではないか。	表現を修正。	12p 5 行目

108	<p>渡辺委員： 6. (1) 1つ目のポツの「漁業関係者が実施する、、、」は「漁業関係者等が実施する、、、」ではないか。漁業関係者以外の防除活動への支援は行わないのか。</p>	<p>一つ目の「・」の主旨として、漁業関係者以外への支援についても、前段で地方公共団体の施策の支援について記載しているほか、ご指摘の部分は、漁業者が実際に行う漁業被害対策の水産庁の支援対策を想定した記載であるため、元の表現ぶりとさせていただきたい。</p>	—
109	<p>渡辺委員： 6. (1) 2つ目のポツの「オオクチバス等の対策については」の“は”は、他のものへの対策についての記述がないので、不要ではないか。また、結びの「推進します」について、何を推進するのか明記する必要があるかと思うが、対策を推進するという事ならば、最初に「対策について」とあるので不要かもしれない。</p>	<p>前段については、ご指摘のとおり表現を修正。後段については、ご理解のとおりであるため元の表現ぶりとする。</p>	12p 20-23 行目
110	<p>渡辺委員： 指針の位置づけの資料について、重要なピックアップだと思うが、相互の関係がわからず、ただの羅列に見える、またボックスの形の違いの意味もよくわからない。 もう少し工夫したものが提示できるとわかりやすいし、効果的かと思う。</p>	ご指摘を踏まえ修正	第2回検討会「資料1-2」のとおり修正

111	<p>藤本委員： 4（2）には、タイトルに完全排除の文字が入っているが、文中には完全排除の文言が消えていたので（今回の指針改定により削ってしまった？）、最後に「適切に実施すれば、池干しによってオオクチバス等を完全排除することができます。」と追記し、完全排除の文言を入れてはどうか。</p>	<p>9p 17 行目に「完全排除」の文言が残っており、水抜き等で完全排除できることが読めるため、元の表現ふりとさせていただく。</p>	—
112	<p>藤本委員： 5.（1）の最初の文は、「防除実施計画は、それぞれの地域において防除活動を効果的・効率的に実施していくために作成するものです。特定外来生物の生息状況や地域の状況を踏まえながら防除の目標を設定し、科学的知見に基づき適切な防除手法を選定し、目標達成に向け必要な関係機関との調整や実施体制を計画に記します。」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、一部表現を修正。</p>	10p 6-10 行目
113	<p>藤本委員： 5.（2）①第1段落の1つ目の文は日本語として変な印象を受けるので要修正。</p>	<p>表現を修正。</p>	10p 22-23 行目
114	<p>藤本委員： 5.（3）①の段落冒頭の文を受け、「防除の主体とは・・・」という文言が必要。</p>	<p>主旨を踏まえ、表現を修正。</p>	11p 25 行目

115	<p>藤本委員：</p> <p>5.（3）計画の策定方法と6. 実施体制の整備の内容が重複する部分があり、読みにくくなっているように感じる。6. の実施体制の整備を5.（3）に集約することはできないか。以下、組み替え案を記す。</p> <p>5.（3）計画策定と実施体制の整備</p> <p>① 防除の主体 現在の5.（3）①に6. の記述も入れる</p> <p>② 実施体制 現在の6.（1）（2）を整理</p> <p>③ 関係機関との調整・連携 現在の5（3）②と③を中心に</p>	<p>5. は計画策定方法や策定時の留意事項であり、6. は各防除主体の責務の明確化に係る主旨としての記載である。よって、集約・統合すると、記載の主旨が、かえって不明瞭になるところ、元の構成と表現ぶりにさせていただきたい。</p>	—
116	<p>藤本委員：</p> <p>6.（1）冒頭の文について、責務規定と書かれても読んだ人には伝わりにくいかと思いますので、防除の主体と併せて責務規定を5.（3）①として記述してはどうでしょうか。</p>	<p>責務規定を踏まえて、各防除主体が実際に行うことを6. に箇条書きで記載している。</p> <p>5. は計画策定方法や策定時の留意事項であることから、元の構成と表現ぶりとさせていただきたい。</p>	—
117	<p>中井委員</p> <p>4p 27 行目</p> <p>「完全排除が可能な」を「オオクチバス等の生息水域においては、技術的に完全排除が可能な」に</p>	<p>渡辺委員のご指摘を踏まえ修文した結果、当該箇所の記載を省略。</p>	4p 27-31 行目

118	中井委員 4p 29 行目 「長期間をかけて低密度管理」を 「低密度管理」に	表現を修正。	4p 29 行目
119	中井委員： 7p 25 行目 「低密度化には、」を 「低密度化には長期間かかる ことがある、その過程 で、」に	表現を修正。	7p 25 行目
120	中井委員： 7p 26-27 行目 「容易には回復できない状 態にまで減少した」を 「容易には回復できない状 態にまで十分に減少した」 に	表現を修正。	7p 26-27 行目
121	中井委員： 5p 2-10 行目 この部分に、 「また、違法放流が継続す る背景には、違法行為であ っても一旦オオクチバス等 が生息する状況が発生すれ ばそこで自由に釣りができ るといふ旨味があることが 想定されることから、水域 の事情によってはオオクチ バス等を対象とした釣り行 為そのもの制限について検 討することも必要です。」 という内容を盛り込めない か。	68 でも記載したように、漁業法の適用が及ぶ水面においては、水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のため必要な場合は、漁場管理委員会指示により適時適正な指導を行うことが可能であり、各地域の実情に応じて、特定の魚種を目的とした採捕について、内水面漁場管理委員会指示により規制しております。	—

122	中井委員： 5p 32-33 行目 「稚魚の段階までオス親が保護して群れを形成するため」を 「オス親が稚魚の段階まで群れを保護し、親から独立した後の幼魚もしばらくの間、岸沿いに群れを形成するため」に	シンプルに表現を修正。	5 p 32-33 行目
123	中井委員： 6p 4-5 行目 「産卵適地の低減化を」を 「これらの対策を」に。 (産卵床の破壊も含みます)	表現を修正。	6p 4-5 行目
124	中井委員： 6p 5-6 行目 「把握困難な場所に新たな産卵床を作られないよう注意が必要です」を 「把握困難な場所に新たな産卵床が作られる可能性を十分に想定したうえで実施する必要があります」に。	表現を修正。	6p 5-6 行目
125	中井委員： 6p 7 行目 「ドローン探索」を 「ドローン撮影」に。(「探索」が重複します)	「ドローン撮影による探索」に表現を修正。	6p 7 行目
126	中井委員： 6p 8 行目 「干しだす手法」を 「干し上げる手法」に。	表現を修正。	6p 8 行目

127	<p>中井委員： 9p キャッチ・アンド・リリース禁止の導入について、ハードルが高い書きぶりになっていますが、釣りによる無秩序な利用を抑制する効果のある手法として、もう少し推奨しても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>68、121でも記載したように、漁業法の適用が及ぶ水面においては、水産動植物の繁殖保護や漁業調整等のため必要な場合は、内水面漁場管理委員会指示により適時適正な指導を行うことが可能であり、その旨は指針本文中4（3）に記載しております。</p>	9p-10p 「4.(3)」
128	<p>中井委員： 8p 12行目 「上記に記載した」はダブリ表現ですね。</p>	<p>当該部分については、意見52を踏まえ、巻末のマニュアルを紹介したため記載していない。</p>	—
129	<p>中井委員： 7p 2) 個体数低減化手法の導入に際し、留意すべき事項 相手が魚であることから、「外来生物法」の「運搬等」については、水を切った容器を用いるのであれば、生かす意思がないとみなせるため、殺さなくても運べることなど、どこかで触れておいてほしいと思います。この運用のおかげで、外来魚駆除が他の外来種駆除と比べても、各地で円滑に行われてきたわけですから。(7p 19-22行目だと、駆除に確認・認定が必要なように読めてしまいます。)</p>	<p>表現を修正。</p>	7p 17-19行目

130	<p>中井委員：</p> <p>法律違反であっても放流してバスが生息する状況ができさえすれば、それを自由に釣れるという「旨味」のあることが、違法行為が止まらない背景にあるのは明白です。オオクチバス・コクチバスは数ある特定外来生物のなかで、意図的放流という違法行為が有効に止められていないという点で、それに対する有効な対策が求められる最重要の特定外来生物です。そのオオクチバス等を取り扱う指針において、少しでも違法行為の「撲滅」に近づけるような記述がぜひともほしいと思います。</p> <p>特に、都道府県については、内水面漁協に漁業権を付与する手続きを認可する役割を担っており、昨今の漁業権対象でない魚種に対しても、混獲のリスクのある魚種については遊漁料を徴収できるという、法律の抜け穴を突くような形でオオクチバス等を対象とした釣り人から遊漁料が入る状況を広げるような脱法的な動きがあるとのことでした。</p> <p>遊漁自体は環境省の所管ではなく水産庁の担当であることは重々承知しておりますが、オオクチバス等は環境省・農水省の共管種であることから、また、外来</p>	<p>34でも記載のとおり、一部の内水面漁業協同組合において、ブラックバスだけを採捕することは事実上困難であることから、漁業権の対象とされている他魚種が採捕される可能性があることを理由として、遊漁料の納付を求めていることは承知しています。漁業権の対象とされていない魚種を採捕するという名目で漁業権の対象とされている魚種を混獲するものであると客観的に認定し得るときは、遊漁料を納付させることができると考えていますが、いずれにせよ、遊漁料については都道府県知事において適切に運用されるものと考えています。</p>	—
-----	--	--	---

	<p>生物法の改正時の付帯決議で「違法行為の撲滅」への対策が具体的に求められていることから、こうした脱法的状況を主務官庁が知りながら放置したままであることは大きな問題であると考えます。</p>		
--	--	--	--